

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人員）

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置に係る募集人員について、下記のとおり定める。
なお、本募集人員は、令和4年10月20日に令和4年度東京都教育委員会第52号議案により都教育委員会
が決定した都立高等学校等第一学年生徒募集人員に加えて定めるものである。

記

「特例による検査」の募集人員

募集枠	高等学校名	募集人員（男女を問わず）
文化・スポーツ等特別推薦	文化・スポーツ等特別推薦実施校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、措置申請者数及び措置申請が生じた検査の応募倍率に応じて、別紙1の表「特例による検査に係る募集人員」の人数とする。
海外帰国生徒対象	三田、竹早、日野台、国際	
引揚生徒対象	深川、光丘、富士森	
在京外国人生徒対象	国際	
通信制課程入学者選抜	一橋、新宿山吹、砂川	

特例による検査に係る募集人員

特例による検査措置 申請者数	応募倍率(※1)	2.50倍未満	2.50倍以上 3.50倍未満	3.50倍以上
1人		1	1	1
2人		2	2	2
3人		2	2	2
4人		2	2	2
5人		3	2	2
6人		3	2	2
7人		4	3	2
8人		4	3	2
9人		5	3	3
10人		5	4	3
11人		6	4	3
12人		6	4	3
13人		7	5	4
14人		7	5	4
15人		8	5	4
16人		8	6	4
17人		9	6	5
18人		9	6	5
19人		10	7	5
20人		10	7	5
21人以上		措置申請者数を 2で除す(※2)	措置申請者数を 3で除す(※2)	措置申請者数を 4で除す(※2)

※1 応募倍率とは、措置申請が生じた検査（文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象、引揚生徒対象、在京外国人生徒対象及び通信制課程入学者選抜）における応募人員を募集人員で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

※2 小数点以下は切り上げを行う。

第四号議案

令和五年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人員）

令和五年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について別紙のとおり定める。

令和五年二月二日

東京都教育委員会

令和5年2月2日
都立学校教育部

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人員）

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置に係る募集人員について、下記のとおり定める。
なお、本募集人員は、令和4年10月20日に令和4年度東京都教育委員会第52号議案により都教育委員会
が決定した都立高等学校等第一学年生徒募集人員に加えて定めるものである。

記

「特例による検査」の募集人員

募集枠	高等学校名	募集人員（男女を問わず）
文化・スポーツ等特別推薦	文化・スポーツ等特別推薦実施校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、措置申請者数及び措置申請が生じた検査の応募倍率に応じて、別紙1の表「特例による検査に係る募集人員」の人数とする。
海外帰国生徒対象	三田、竹早、日野台、国際	
引揚生徒対象	深川、光丘、富士森	
在京外国人生徒対象	国際	
通信制課程入学者選抜	一橋、新宿山吹、砂川	

特例による検査に係る募集人員

特例による検査措置 申請者数	応募倍率(※1)	2.50倍未満	2.50倍以上 3.50倍未満	3.50倍以上
1人		1	1	1
2人		2	2	2
3人		2	2	2
4人		2	2	2
5人		3	2	2
6人		3	2	2
7人		4	3	2
8人		4	3	2
9人		5	3	3
10人		5	4	3
11人		6	4	3
12人		6	4	3
13人		7	5	4
14人		7	5	4
15人		8	5	4
16人		8	6	4
17人		9	6	5
18人		9	6	5
19人		10	7	5
20人		10	7	5
21人以上		措置申請者数を 2で除す(※2)	措置申請者数を 3で除す(※2)	措置申請者数を 4で除す(※2)

※1 応募倍率とは、措置申請が生じた検査（文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象、引揚生徒対象、在京外国人生徒対象及び通信制課程入学者選抜）における応募人員を募集人員で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

※2 小数点以下は切り上げを行う。

（提案理由）

令和五年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置として、「特例による検査」の募集人員について定める必要がある。